

一般競争入札の公告

広島高速道路交通管制・管理補助業務

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月27日

広島高速道路公社 理事長 熊谷 鋭

1 業務概要

- (1) 業務名
広島高速道路交通管制・管理補助業務
- (2) 業務場所
広島市東区温品一丁目8番23号外
- (3) 業務内容
交通管制業務 一式
道路巡回等
道路巡回 一式
特別巡回等 一式
道路設備点検 一式
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (5) 業務期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格

- (1) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (2) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定を受けていないこと。
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定を受けていないこと。
 - ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 公告日から開札の日までの間において、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から開札の日までの間において、営業停止処分(本件の入札に参加し、又は本件の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていないこと。
- (6) 入札日から過去1年間、交通管制・管理補助業務に関して不正もしくは不誠実な行為又は社会的信用を損なう行為等により契約の相手方として不適当と判断され、契約解除の措置を受けていないこと。
- (7) 道路整備特別措置法に基づく会社もしくは地方道路公社の管理する有料道路における交通管制・管理補助業務(以下「同種業務」という。)で平成24年度以降に完了(業務途中である場合

は、年度単位を有効とする。)したものについて通算して3年以上の履行実績(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)を有すること。(注1)

(8) 業務責任者として、下記に掲げる要件をすべて満たす者を、契約期間中1名以上配置できること。

ア 本業務に専任で配置できること。

イ 平成24年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して3年以上有すること。

ウ 平成24年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)した同種業務の管理監督経験(本業務における管制員相当職以上)を通算して2年以上有すること。

エ 普通自動車免許(AT限定ではない)を取得しており、かつ2年以上経過していること。

オ 救急救命講習及び一般緊急自動車運転技能者講習を修了していること。

カ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(注2)にある者であること。

(9) 管制員として同種業務の実績について、下記に掲げる要件をすべて満たす者を、業務期間中12名以上配置できること。

ア 本業務に専任で配置できること。

イ 平成24年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して2年以上有すること。

ウ 普通自動車免許(AT限定ではない)を取得しており、かつ2年以上経過していること。

エ 救急救命講習及び一般緊急自動車運転技能者講習を修了していること。

オ 第三級陸上特殊無線技士以上の無線従事者の資格を保有していること。

カ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(注2)にある者であること。

(10) 巡回長として同種業務について、下記に掲げる要件をすべて満たす者を、業務期間中12名以上配置できること。

ア 本業務に専任で配置できること。

イ 平成24年度以降に完了(業務途中である場合は、年度単位を有効とする。)したトンネル防災等級A級以上のトンネルを有する同種業務の実務経験を通算して1年以上有すること。

ウ 普通自動車免許(AT限定ではない)を取得しており、かつ2年以上経過していること。

エ 救急救命講習及び一般緊急自動車運転技能者講習を修了していること。

オ 第三級陸上特殊無線技士以上の無線従事者の資格を保有していること。

カ 入札参加者と直接的雇用関係(注2)にある者であること。

(11) 巡回員として同種業務について、下記に掲げる要件をすべて満たす者を、業務期間中12名以上配置できること。

ア 本業務に専任で配置できること。

イ 普通自動車免許(AT限定ではない)を取得しており、かつ2年以上経過していること。

ウ 入札参加者と直接的雇用関係(注2)にある者であること。

(12) 業務員(管制員、巡回長、巡回員)配置の留意事項

ア 業務開始までに、業務員熟練度に応じた教育訓練を実施できること。

イ 業務開始までに、現行業務受注者の業務実施内容に関する引継ぎを実施できること。

ウ (12)ア・イに関して必要となる全ての費用を負担できること。

(13) 国税(消費税及び地方消費税)の滞納がないこと。

(14) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(注1) 複数の者で構成する団体(以下「団体」という。)が入札に参加する場合、提出する履行実績については構成員のうち、1 者が2(7)に掲げる条件を満たしていれば、入札参加は可能とする(2(1)~2(6)に掲げる条件については全ての構成員が満たす必要がある。)。なお、単体で入札に参加する者は、団体の構成員となることはできない。また、同時に2以上の団体の構成員となることはできない。

(注2) 注1で規定する団体の入札参加にあつては、直接的雇用関係は、構成員のうちいずれかと直接的な雇用関係があればよいものとする。

また、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

3 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話(082)508-6848

イ 仕様書等内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 保全管理部交通管理課交通管理係 電話(082)508-6820

(2) 入札説明書等の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和5年2月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ(<https://www.h-exp.or.jp/>)

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から令和5年2月10日(金)午後5時00分まで(必着)

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。

なお、郵送は一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法で行うこと。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して、令和5年2月13日(月)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。なお、本業務に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいな

いとき、本業務に係る競争入札を中止する場合がある。

4 入札日時等

(1) 入札、開札の日時(予定)、場所、入札書の郵送方法等

ア 日時 令和5年2月22日(水) 午前11時00分

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 入札室

ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は次のとおりとする。

- ・一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法で行うこと。
一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札第6条第3号により無効とする。なお郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。
- ・送付先は上記3(3)イに掲げる場所とする。
- ・到達期限は、令和5年2月21日(火) 午後5時00分までとする。

エ 立会 開札における入札者の立会はできないこととする。なお、開札にあたり、入札事務に関係のない公社職員1名を立ち合わせるものとする。詳細は「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等の手続きの特例措置について」(公社ホームページ HOME » 調達情報 » 入札・契約関係規程)を参照。

オ 入札書記載金額 入札書の入札金額欄には、3年間(業務期間)の総価を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 契約金額の10パーセント以上を契約締結日までに納付

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札、入札に際しての注意事項に違反した入札その他広島高速道路公社契約細則第13条及び広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、広島高速道路公社により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の場において2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格の無い者に該当する。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件業務は、調査基準価格を設定しており、落札者となるべき者の入札価格がこれを下回る場合は、落札者となるべき者に対して、当該価格での本件業務の契約内容に適合した履行

の可否について、5に記載の低入札価格調査を行なった上で、後日落札決定する。

入札参加者は、この調査に協力しなければならない。調査に応じない場合又は調査の結果、当該価格での本業務の契約内容に適合した履行が可能であると確認できない場合は、落札者としてしない。

5 低入札価格調査等について

(1) 調査基準価格の設定について

本件業務は、調査基準価格を設定し、次の算式により得た額とする。

$$A = (a+b+c) \times 110 / 100$$

A：調査基準価格

a：直接業務費×9.7/10

b：現場管理費相当額×9/10

c：一般管理費等×5.5/10

なお、調査基準価格は、落札者決定の後、公表する。

(2) 失格基準価格の設定について

本件業務は、失格基準価格を設定し、次の算式により得た額に100分の10に相当する額を加算した金額以上とする。調査を行うにあたり、入札価格が失格基準価格を下回っていることが判明した場合には、調査を打ち切り落札者とはしない。

$$\text{直接業務費} \times 0.75 + \text{現場管理費相当額} \times 0.7 + \text{一般管理費等} \times 0.3$$

(3) 調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行った上で、後日落札決定する。なお、落札者決定の後、落札者と決定されている者に対しその旨を通知するとともにその他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に通知するものとする。

(4) 低入札価格者を契約者とする場合の措置

ア 契約保証金

契約締結にあたり、納付すべき契約保証金の額又は保証金額若しくは保険金額は、広島高速道路公社委託契約約款(役務の提供)特約条項の規定により、業務委託料の10分の3以上とする。

イ 契約解除の場合の違約金の額

広島高速道路公社委託契約約款(役務の提供)特約条項の規定により、業務委託料の10分の3以上とする。

ウ 契約締結後の書類提出義務

業務期間開始後、当会社が求めるときはいつでも「広島高速道路交通管制・管理補助業務仕様書第5条」に記載する業務に従事する者に対し、適切な賃金が支払われていることを確認するため、当会社が必要と認める書類（労働基準法第108条に基づく賃金台帳等）を提出すること。

(5) その他

低入札価格調査制度等については、別添の「広島高速道路交通管制・管理補助業務に係る低入札価格調査の取扱いについて」を参照すること。

6 その他

(1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵

便入札実施要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社委託契約約款(役務の提供)、設計図書及び仕様書等の契約条件に従い入札すること。

- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記載項目不備」として競争入札参加資格が無いものとして取り扱う場合がある。
- (6) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、入札前に公社ホームページ「調達情報」を確認すること。
- (7) 公告に定めるもののほか、本件業務についての入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以 上